

動物看護学部動物看護学科のカリキュラムについて

ヤマザキ動物看護大学動物看護学部動物看護学科のカリキュラムは、本学建学の精神である「生命への畏敬」と「職業人としての自立」、および教育理念「生命(いのち)を生きる」に則って構築されています。

教養教育科目は、動物愛護の精神、人間の理解および生命を尊ぶ倫理観を備え、豊かな人間性と幅広い視野を身に付けることを目的としており、2年次以降は動物看護学専攻と動物人間関係学専攻の2専攻に対するカリキュラムが設定されています。

動物看護学専攻における専門教育科目は、動物医療の専門化と高度化に対応できるよう十分な知識と高度な技術を修得し、動物看護師として積極的にリーダーシップを発揮できる人材の育成を目指しています。動物人間関係学専攻における専門教育科目は、動物関連産業、動物介在福祉、動物愛護や保全などの幅広い分野においても活躍できる十分な知識と高度な技術を修得し、当該分野の発展に寄与しうる人材の育成を目指しています。

カリキュラムの特色は教養教育科目と専門教育科目とが、さらに専門基礎科目と専門科目と総合科目が有機的かつ密接に関連付けられていることです。豊富な基礎科目が実践的な専門科目を支え、1年次から配置された実習科目が、より高度な技術への基盤を作ります。

動物看護学専攻と動物人間関係学専攻に分かれた後は、学生が自らの将来を見据えてキャリアを構築するための科目を選択することができます。また、学内での講義や実習のみならず、学外における動物病院実習、インターンシップなどをカリキュラムに組み入れて実践的教育の場を作り、さらに国内外研修など幅広い経験を積む機会を増やすことにより、国際的視野を持ち、広く社会で求められる動物関連分野において貢献しうる人材の教育を目指しています。

I 授業と履修

1. 授業科目の構成

本学の授業科目には、必修科目と選択科目があります。

- (1) 必修科目：卒業するために必ず履修しなければならない科目です。配当年次、学期ごとに履修し、単位を修得します。
- (2) 選択科目：設定された科目の中から選択して履修する科目です。原則として配当年次、学期に履修します。

2. 授業科目の区分

本学の授業科目の区分は、授業の内容によって以下のように区分されます。

(1) 教養教育科目

人と動物とのよりよい関係を構築する際に求められる、豊かな人間性と幅広い視野とを養うことを目的としています。

① 人文と社会

広い視野に立って、現代社会の仕組みや諸問題を把握し、人間の精神的文化的営みについての理解を深め、それにより、社会の変化に的確に対応できる能力を身に付けることを目的としています。

② 自然と環境

人間活動や産業活動に起因した自然破壊や環境問題を知り、こうした問題が動物の生態におよぼす影響を理解すること、さらに動物が示すさまざまな生命現象を理解し、広く動物に関する知識を学修することを目的としています。

③ 言語・情報・スポーツ

国際社会における異文化の理解に必要なリテラシー（読み書き）を修得すること、レポート作成技術やコミュニケーション能力を養成すること、日常生活におけるスポーツの重要性を認識し、健康維持と体力の向上をめざすことを目的としています。

(2) 専門教育科目

動物看護学専攻においては、コンパニオンアニマルを主たる対象とした動物看護学を修得するため、動物の臨床看護や健康管理など、動物人間関係学専攻においては、動物関連産業、動物介在活動、動物愛護や福祉など、それぞれの専攻にかかわる基本的な理論・技術を体系的に学修し、これからのこれらの分野に求められている知識と技術を養う科目編成となっています。

① 専門基礎科目

両専攻の専門科目を学ぶ上での基本的理論・技術を修得するための科目です。

② 専門科目

動物看護学あるいは動物人間関係学分野に対応できる専門的知識や技術を養う科目です。

動物看護学専攻

動物の看護、健康・衛生管理、栄養、繁殖管理およびリハビリテーション等に関する理論と技術を体系的に学修することを目的とした科目編成となっています。

動物人間関係学専攻

動物介在療法、介在活動、介在教育とこれらに必要となる文系、社会科学系科目、さらに産業動物、実験動物、野生動物等に関する理論と技術を体系的に学修することを目的とした科目編成となっています。

③ 総合科目

本学の特色である、アッセンブリーアワーⅠ（動物と看護）、アッセンブリーアワーⅡ（動物と環境）、アッセンブリーアワーⅢ（動物と職業）、アッセンブリーアワーⅣ（動物と社会）は、自校教育の一環として、生命の教育等を行い、教養の充実に努めるほか、

豊かな人間性や課題探求能力等の育成および、社会人としての基礎力の育成に努めるとともに、時代を反映した興味深い内容となっています。

また、インターンシップでは社会的役割を全うするために必要な職業観をそれぞれの職域で体験し、自己の職業の適性を学ぶ機会を設けています。

3. 授業形式の区分と単位算定

本学の単位制度は文部科学省令の大学設置基準に基づいています。学則第23条により、1単位修得するために45時間の学修を必要とし、講義科目、演習科目、実習科目の単位算定は1時間（45分）、授業回数15回を基に計算されます。

1単位修得するために必要な学修時間の考え方

授業外（予習） 1時間（45分）×15回=15時間

授業時間 1時間（45分）×15回=15時間

授業外（復習） 1時間（45分）×15回=15時間

合計して45時間となります。

つまり、単位を修得するには、授業時間以外に予習、復習を行うことが前提となります。

本学では、2時間（90分）を基本単位（1時限（90分））として授業を行います。授業回数は、15回です。したがって、本学の実質的な授業区分ごとの単位算定は次のとおりです。

区分	単位数	一週あたりの授業時間	一週あたりの予復習(自主学修)	授業回数	合計学修時間
講義	2単位	2時間 (実質90分)	4時間	15回	90時間 (2単位分の学修時間)
演習	1単位	2時間 (実質90分)	1時間	15回	45時間 (1単位分の学修時間)
実習	2単位	3時間	科目担当教員から、別途指示を受けてください。	30回 (半期科目は15回)	90時間 (半期科目は45時間)

4. 学期と授業時間割

(1) 本学の学期は、当該年度の学年暦に基づき、前学期と後学期の2学期制とし、原則として、月曜日から土曜日まで授業を実施します。

(2) 本学は、2時間（90分）単位の授業を行いますので、1日の授業時間は下表のとおりです。

第1時限	9:10～10:40
第2時限	10:50～12:20
第3時限	13:10～14:40
第4時限	14:50～16:20
第5時限	16:30～18:00

5. 履修クラス

授業科目は、実際の履修者数及び科目の特性に応じて履修クラスを編成します。

6. 英語 I・II・III・IV

英語はオリエンテーション時に英語学習傾向試験を実施し、その結果に基づき履修科目が決定します。

7. 履修登録

学生本人が授業科目を選択の上、定められた期間内にその年度の各学期に履修する授業科目を登録します。卒業要件を満たすように必修科目と選択科目の登録を正確に行ってください。授業科目は、履修登録をもって成績評価の対象となります。履修登録していない授業科目の授業に出席しても単位を修得することはできません。また、履修登録・変更期間を過ぎて科目を変更することは認めていませんので、履修登録の際に、十分に検討するようにしてください。

なお、履修登録については、次の各項目に注意してください。

(1) 履修計画

履修登録を行うにあたって、次の点を考慮し1年間の履修計画を立ててください。

- ① 各科目は、原則、決められた年次・学期に履修し、4年間で卒業要件を満たすように履修してください。

ただし、教養教育科目については、下級年次配当科目の履修を認めます。

- ② 「カリキュラム表」、「シラバス」を熟読しカリキュラムの概要を把握してください。
- ③ 卒業要件を超える単位数を取得できるように履修計画を立ててください。

(2) 履修登録の単位数の上限

1学期ごとの履修単位数の上限は22単位として、適切な学修時間を確保することとしています。

ただし、履修単位数に含めない科目を設けます。詳細はヤマザキ動物看護大学動物看護学部動物看護学科履修規程第6条を参照してください。

(3) 履修登録手続

オリエンテーションおよび掲示で指示された方法により、指定の期日までにWeb上で履修登録をしてください。

(4) 履修登録の修正

履修登録した選択科目については、履修登録・変更期間後の変更はできません。

(5) 授業を開講しない場合

履修登録の結果、希望者が合計10名以下の場合、該当科目を開講しない場合があります。その場合は、履修登録の修正をする必要があります。

(6) 本学以外での科目の履修について

本学以外での科目を履修することが可能です。詳細については、「VI 本学以外での科目の履修と単位認定」を参考にしてください。

8. 段階的に履修する科目

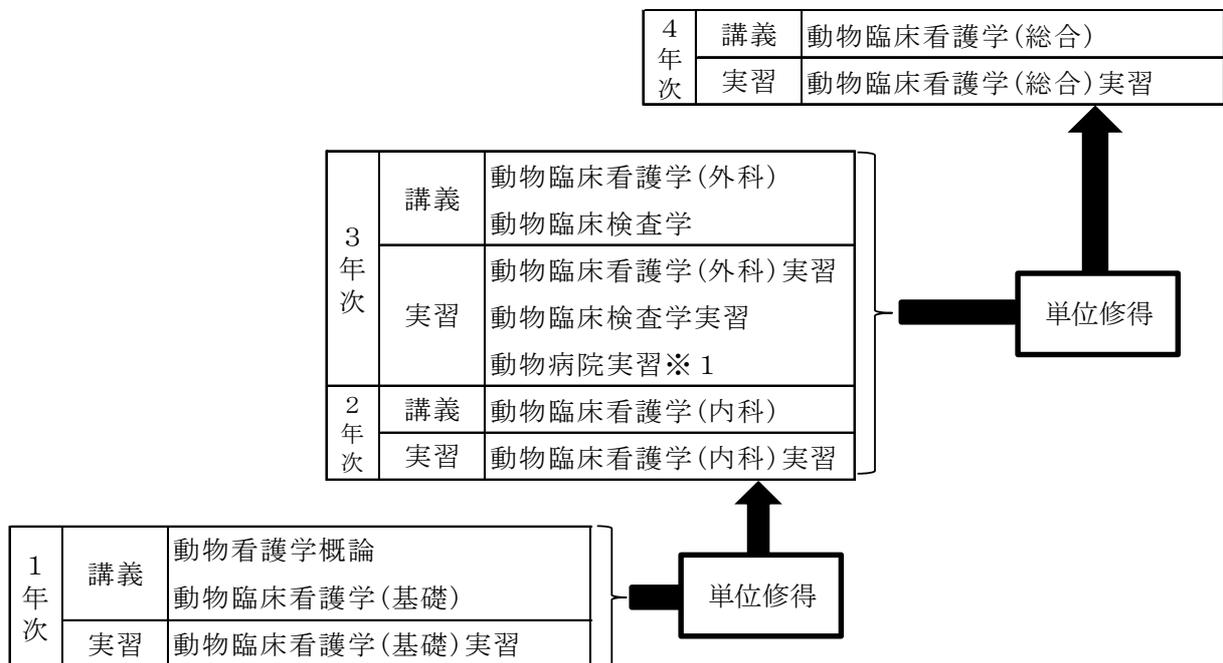
専門基礎科目については、大部分の科目が2年次までに履修可能です。専門教育科目は、主として必修科目を1年次、2年次において履修し、選択科目を3年次、4年次において履修する、系統的で段階的な履修を可能としています。

動物看護学の基礎を学ぶためには、基礎実習科目を1年次において他の講義科目と並行して履修していくことが不可欠です。

動物臨床看護学に関する講義・実習科目は、基礎・内科・外科・総合という段階を経て履修していくことになります。

なお、以下の科目は段階的履修を必要とします。各年次配当科目を1科目でも単位未修得の場合は次段階の科目を履修することができません。

【動物臨床看護学・動物臨床検査学】



※1 3年次「動物病院実習」の履修にあたっては、2年次「動物臨床看護学(内科)」及び「動物臨床看護学(内科)実習」が修得済みであることを条件とします。

9. 専攻

動物看護学専攻と動物人間関係学専攻は、学生の興味関心や卒業後の進路を踏まえ、1年次終了時に選択し、2年次より各専攻に分かれて学びます。

専攻決定の手続等については、別途告知します。

なお、「研究法(3年次後期)」及び「卒業論文(4年次通年)」の指導担当教員は、原則として学生が所属している専攻の教員とし、両科目において指導を担当するのは同一の教員とします。

10. 学生の共有フォルダ

学内のパソコンを起動すると、デスクトップ上に「教材」という名前のフォルダがあります。教員の指導に従って利用してください。

11. 欠席届

次の(1)～(4)の事由が生じた場合、所定の欠席届と必要に応じて事由発生を証明する書類等(コピー可)を、欠席した授業の次週の授業時まで、当該授業の担当教員に直接提出してください。

また、実習を遅刻、欠席する場合は必ず各実習で指定された方法に準じて連絡してください。

(1) 感染性疾患(インフルエンザ等)による欠席

医師による出席許可後、診断書または治癒証明書等の(期間を明示した)証明書類を事務局窓口へ提出の上、欠席届を当該授業の担当教員に直接提出してください。

※ 参考(学校保健安全法施行規則第十九条二項イより抜粋)

(出席停止の期間の基準)

インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあたっては、発症した後五日経過しかつ、解熱した後二日を経過するまで。

(2) ご家族(一親等、二親等、三親等)の忌引による欠席

「忌引届」と「法事等があった事を証明する書類のコピー(会葬礼状等)」を事務局窓口へ提出の上、欠席届は、当該授業の担当教員に直接提出してください。

※ なお、忌引きによる欠席については、次のとおり出席扱いとします。

- ① 父母と子(一親等)・配偶者：申し出のあった日から連続7日間(休日含む)
- ② 祖父母・兄弟(二親等)：申し出のあった日から連続5日間(休日含む)
- ③ 曾祖父母・おじ・おば(三親等)：申し出のあった日から連続3日間(休日含む)

(3) 公的災害・事故等による欠席

公的機関の証明書を添付した欠席届を提出してください。

(4) その他、研修(海外)や就職活動による欠席

研修先、就職活動先への参加を証明する書類を添付した欠席届を提出してください。

忌引届を除き、上記の欠席届が提出されても、欠席を出席とするものではありません。ただし、次のような配慮がなされます。

○定期試験欠席の場合：欠席事由を証明する書類を必ず添付した欠席届を原則、翌日までに事務局窓口へ提出してください。理由により追試験を受験することが可能となります。

○授業欠席の場合：「授業への参加度」を成績評価に加味することを明示している科目では、評価のときに配慮される場合があります。

12. 休講

次のように措置します。

(1) 休講の場合は、掲示板・Web 掲示板に掲示します。

(2) 事前の掲示がなく、当該授業開始時刻から15分を経過しても担当教員が見えないときは、教務・学生課の指示に従ってください。

(3) 緊急時における休講等の措置基準は以下のとおりです。以下の基準を満たし、休講等の措置が必要と本学が判断・決定した場合は、Web 掲示板及び緊急連絡メールにて学生に連絡します。

※ 交通機関の運休により、自動的に休講となるものではありません。緊急時の措置については、必ず Web 掲示板もしくは緊急連絡メールで確認してください。

【ヤマザキ動物看護大学 休講措置基準】

本学では、事故やストライキ等で京王線その他交通機関が運休となった場合も、可能な範囲で平常どおり授業を行う。但し、自然災害により交通機関が運休となった場合においては、以下のとおり、休講措置を講じる。

- ① 午前 6 時現在、京王相模原線・京王線のいずれかが運休している場合は、午前開講授業を休講とする。
- ② 午前 10 時現在、京王相模原線・京王線のいずれかが運休している場合は、午後開講授業を休講とする。
- ③ 前項に掲げる各路線及び JR 横浜線、小田急線、多摩モノレールのいずれかの全部又は一部の運休など、通学に著しい支障をもたらす状況が生じている場合、若しくは生じることが予想される場合には、その都度休講等を決定する。
- ④ 定期試験等については、前項に基づき、試験開始時間を遅らせる場合や、試験を中止する場合がある。試験を中止した場合は、予備日に振り替えることとする。

※ 「運休」とは、テレビ及びラジオ等により当該路線の全線の運転休止が確認されているものをいう。

【休講を決定する時刻】

- ・ 午前開講授業については、午前 6 時までに決定する。
- ・ 午後開講授業については、午前 10 時までに決定する。

13. 補 講

休講が発生した場合は、原則として補講を実施します。詳細は、掲示板・Web 掲示板に掲示します。

14. 事務連絡と事務取扱時間

教務・学生課等からの連絡・指示は、所定の掲示板に掲示します。

事務取扱時間(月～土)：9 時 00 分～17 時 00 分